

○議案第 21 号 守口市職員の退職管理に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、営利企業等に再就職したすべての職員に対し、職務上の行為に関する現職職員への働きかけが規制され、加えて、同法の規制対象である退職前 5 年より前に課長職級以上の職に就いていた場合においても、その期間に関する職務上の行為について、退職後 2 年間、働きかけを規制するとともに、任命権者への再就職情報の届け出について定めるため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、退職者に対しては、再就職情報の届け出義務、また、現職職員に対しては、働きかけを受けた場合における公平委員会への届け出義務があることを周知徹底し、適切に制度を運用されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。